明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百五十二条の二の二十九第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［略］

（手続実施基本契約の内容）

第百五十二条の二の二十二　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百五十二条の二の二十五まで及び第百五十二条の二の二十七から第百五十二条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十九条の十四第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百五十二条の二の二十三　［略］

第百五十二条の二の二十四　［略］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百五十二条の二の二十五　銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一　加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　略］

2　［略］

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百五十二条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［同上］

（手続実施基本契約の内容）

第百五十二条の二の三　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百五十二条の二の六まで及び第百五十二条の二の八から第百五十二条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十九条の六第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百五十二条の二の四　［同上］

第百五十二条の二の五　［同上］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百五十二条の二の六　［同上］

（紛争解決委員の利害関係等）

第百五十二条の二の二十六　銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［略］

［2・3　略］

第百五十二条の二の二十七　［略］

第百五十二条の二の二十八　［略］

第百五十二条の二の二十九　［略］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百五十二条の二の三十　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十九号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［2～5　略］

（特定預金等）

第百五十二条の二の三十一　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百五十二条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第九十四条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の

（紛争解決委員の利害関係等）

第百五十二条の二の七　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［同上］

［2・3　同上］

第百五十二条の二の八　［同上］

第百五十二条の二の九　［同上］

第百五十二条の二の十　［同上］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百五十二条の二の十一　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十五号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［2～5　同上］

（特定預金等）

第百五十二条の二の十二　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百五十二条の十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第九十四条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の